

I P 通信網サービス契約約款 別冊（IPバックボーンサービス） 【現改比較表】 2026年06月30日時点	
～2026年7月29日	2026年7月30日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊（IPバックボーンサービス）	▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊（IPバックボーンサービス）
第5章 付加機能 （付加機能の最低利用期間） 第27条の3 付加機能（料金表第1表（料金）に規定する 大量通信制御機能及びトラフィック制御機能に限ります。以下本条において同じとします。） には、最低利用期間があります。 2 前項の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日から起算して1年間（トラフィック制御機能については、その提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月の間）とします。 <u>ただし、そのI Pバックボーン契約者が付加機能（トラフィック制御機能を除きます。以下本項において同じとします。）の廃止と同時に、新たに他のI Pバックボーン契約で付加機能の利用を開始する場合、付加機能の提供を開始した日は、なお従前のとおりとします。</u> 3 I Pバックボーン契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、第29条（I Pバックボーンサービスに係る料金等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能利用料（料金表第1表に規定する 大量通信制御機能（G I Nタイプ1 に係る加算料を除きます。） 及びトラフィック制御機能に係るものに限ります。以下本条において同じとします。）に相当する額を、当社が定める 期日までに、一括して支払っていただきます。この場合において、当社は、付加機能利用料（トラフィック制御機能に係るものに限ります。）を日割しません。 4 I Pバックボーン契約者は、最低利用期間内に付加機能の区分の変更があった場合は、変更前の付加機能利用料の額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の付加機能利用料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める 期日までに、一括して支払っていただきます。	第5章 付加機能 （付加機能の最低利用期間） 第27条の3 付加機能（料金表第1表（料金）に規定する 大量通信制御機能及びトラフィック制御機能に限ります。以下本条において同じとします。） には、最低利用期間があります。 2 前項の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日から起算して1年間（トラフィック制御機能については、その提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月の間）とします。 3 （略） 4 （略）